

投資促進等ワーキング・グループ関連

提案事項名	該当頁
1 - 産業(一般)廃棄物処理施設の軽微変更の取扱いについて 1
2 - 自動車の封印取付け委託に関すること 1
3 - 小規模火力発電に係る環境保全対策ガイドラインについて 2
4 - 貸金業法総量規制の撤廃 3
5 - 行政続きの電子化とWeb-API化の推進による地方中小企業の生産性の向上 4
6 - 外国人の就労に関わるビザの発行スピード改善について 5
7 - クルーズ船による来日観光客の寄港地上陸許可制度の運用改善と、トランジットビザ発給方法の見直し 5
8 - 教員免許更新制度における関係法令等の変更について(臨時任用・採用時における特例措置の導入) 6
9 - 確定給付型企业年金給付額変更基準の緩和 7

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
1	26年 11月4日	27年 1月14日	産業(一般)廃棄物処理施設の軽微変更の取扱いについて	<p>当センターでは、平成元年から産業(一般)廃棄物最終処分場を運営しています。最終処分場に降った雨水は浸出水(汚水)として場内の水処理施設で浄化し近傍の河川に放流しています。この度、この浸出水を下水放流に切り替えることを検討しています。その際、この行為が産業(一般)廃棄物処理施設の変更に該当する場合、許認可の手続きに相当の期間を要することになり、収支計画に多大な影響を及ぼすこととなります。</p> <p>しかし、廃棄物処理法第12条の8で、次の各号に該当しない場合のみ軽微な変更とし、同条第4項で排水の排出の方法の変更に該当する場合は、軽微な変更には該当しないとなります。</p> <p>最終処分場からの浸出水を河川放流から下水放流に変える場合は、周辺環境に影響がなくなる行為であることから、軽微な変更届出に該当するよう条文の改正又は解釈をし、廃棄物処理業者に過度のコストを負担させることのないよう規制緩和を要望します。</p>	埼玉県	環境省
2	26年 11月26日	27年 1月14日	自動車の封印取付け委託に関する事	<p>1 封印の受託者を、これまでのように運輸関係団体や自動車業界に限定することなく、真に民間に開放された封印取付けの委託要領を決定し、封印取付け委託の申請を受け付けることができるよう所要の措置を講じられるよう提案いたします。国民のだれもが利用でき、かつ、封印の取付けが正常に運営されることを担保される以下のような項目を整備されることも提案させていただきます。</p> <p>(1)受託者はコンプライアンス違反をしていない者とし、違反があった場合は委託を解除すること。 (2)封印取付け責任者の資質を問う試験を導入し、もしくは、定期的講習等を義務付けること (3)不正を防止する仕組みを構築するとともに罰則を厳格にすること (4)封印委託料金について再考するとともに、受託者の実費徴収についても前向きに検討されること</p> <p>2 情報通信技術の発達を受け容れ、管轄主義が弊害となっている事項については、これを改革すべく提案いたします。管轄の弊害をなくすには、いくつかの措置を講じることが有効と考えます。</p> <p>(1)全国共通封印の導入を検討されること (2)受託範囲を全国とすること (3)受託者間において、封印の取付けを委任できるよう措置されること</p> <p>提案理由 自動車の封印制度は、登録ファイルに登録された自動車と、取付けされたナンバープレートの同一性を担保することをもって自動車の所有権の公証に寄与しているところ、その業務が非裁量的、定型的な業務であるため、ほとんどの場合民間に委託されております。しかし、この委託を受けた者は、運輸支局等に赴くことなく自ら都合の良い場所と時間で施封が可能となることから、本来の委託業務の枠を超えて「封印権」なるものが創出されており、封印受託者に限っては、自動車の移動時間と輸送コスト削減の恩恵を受けているのが現状です。一方、封印の受託範囲は運輸支局管轄であり、昨今のように自動車売買等に情報通信の技術を用いた遠隔地取引が盛んになると恩恵は限定的になることから、それらを解消すべく既存の受託者が他の管轄区域にも申請に及ぶ事態となり、行政の混乱を招いております。また、封印取付けの委託申請については、申請者要件が道路運送車両法等に明記されているものの通達に規定のない者からの新規の申請を処分できない構図となっており、申請者と行政機関のこう着状態が続いております。</p>	全国陸運関係行政書士協議会	国土交通省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
3	26年 11月21日	27年 1月14日	小規模火力発電に係る環境保全対策ガイドラインについて	<p>【提案事項】 「小規模火力発電に係る環境保全対策ガイドライン～自治体や事業者の方に広くご活用いただくための環境保全技術先進事例とりまとめ～」は、手続・内容の両面で問題があることから、次の内容を提案する。 ①法の運用指針や規制の類ではなく自治体や事業者が遵守すべき性格のものではないことの明確化 ②本文書のメインタイトルから、自治体や事業者に対する義務付けを想起させる「ガイドライン」の文言を削除するとともに「事例」の用語を用い、単に「事例集」であることの明示③これらについて、自治体及び事業者に対する周知・徹底</p> <p>【具体的な内容】 環境省が本年10月3日に公表した「小規模火力発電に係る環境保全対策ガイドライン～自治体や事業者の方に広くご活用いただくための環境保全技術先進事例とりまとめ～」は、環境影響評価法の対象事業規模未満の小規模火力発電所を対象としている。 本文書は、①行政手続法上の行政指導指針に該当すると史料されるにも関わらずパブリックコメントに付されていないこと、また、②個別企業の独自技術であり、汎用性がなく採用困難と思われる技術や、達成困難な数値が記載されていることから、手続・内容の両面での問題がある。 したがって、本文書は、①法の運用指針や規制の類ではなく自治体や事業者が遵守すべき性格のものではないことを明確化するとともに、②メインタイトルについても、自治体や事業者に対する義務付けを想起させる「ガイドライン」の文言を削除し、「事例」の用語を用いることで、単に「事例集」であることを明示する必要がある。また、これらについて、③自治体及び事業者に対し周知・徹底する必要がある。 【提案理由】本文書は、以下の諸問題を内包しているため、本提案を提出するものである。 <手続面での問題> (a)法の運用指針や規制の類であり自治体や事業者が遵守すべき性格のものであるとの誤解を生じさせる可能性 本文書は、メインタイトル中に「ガイドライン」の名称が使用され、本文中に用いられている略称も、「本ガイドライン」とされていることから、本文書が法の運用指針や規制の類であり自治体や事業者が遵守すべき性格のものであると解釈する可能性が極めて高い。また、本文書の中には、「環境配慮がさらに行われることを期待」、「活用状況を把握」、「今後の対応を検討」という記述もあり、このような記述は事実上の拘束性を想起させかねない。 (b)行政手続法に則った手続が踏まれていない 行政手続法第39条では、命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案について、広く一般の意見を求めなければならないとされている。本文書は、同法上の「命令等」のうち「行政指導指針(同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導をしようとするときにこれらの行政指導に共通してその内容となるべき事項をいう。)」に該当すると史料されることから、パブリックコメントに付すことが適切であったと考えられる。しかし、本文書の策定過程においては、パブリックコメントの手続は踏まれていない。 <内容面での問題> (c)達成困難な数値の記載等 本文書では、例えば、1ページ目などに「脱炭99%以上」という数値があるが、これは、我が国の最先端火力発電所においても達成困難と考えられる数値であり、先進事例と言えども、このような記述をするのは不適当と言わざるを得ない。また、一部企業の独自技術を記載したと思われる箇所が散見されるが、このような技術は、必ずしも他者に展開できるものではなく、仮に、事業者に対して一律に求められても対応できないものである。 <これらを踏まえた具体的な影響> (d)地方自治体の環境アセス等に対する影響 本文書では、「地方公共団体の環境部局において発電事業者等から環境配慮についての助言を求められた際の参考としていただくことなどにより、小規模火力発電所における環境配慮がさらに行われることを期待」とされている。こうした記述からも、自治体担当者に対する事実上の拘束性を想起させ、「ガイドライン」に沿った対応を事業者に求める懸念が強い。また、仮に本文書を踏まえた条例制定等がなされるとすれば、上述の通り、手続・内容の両面で問題がある文書に基づいて、実際の法的拘束力を有する規制がなされることとなる。 (e)事業者への影響 本文書が発出されることにより、小規模火力発電所の建設に対して時間を要するとともに、過剰なスペックを求められることになれば、小規模火力発電所の建設を断念する事業者が続出し、投資の減退ひいては日本経済の停滞に繋がる懸念がある。 (f)電力供給力への影響 電力供給が逼迫する中、適切な電源の立地が阻害される可能性がある。</p>	一般社団法人日本経済団体連合会	環境省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
4	26年 11月27日	27年 1月14日	貸金業法総量規制の撤廃	<p>貸金業法総量規制の撤廃をして頂きたい。</p> <p>金融庁、消費者庁及び法務省において、施行後の状況をフォローするため、関係者ヒアリング等を実施した結果、特定の制度の見直しが必要となるような実態は把握されないとの結論を得ました。とありますが、以下の様な問題が多すぎます。目を背けているとしか思えません。東京都は26日、2013年度の貸金業対策の実績を発表した。昨年度、都に寄せられた貸金業者に関する苦情や相談は4967件で、うち「貸金業登録があるかどうか」を照会するものは3276件。うち、ほぼ9割に当たる2913件が無登録のいわゆる「ヤミ金融」と判明した。インターネットバンキングを使って法定金利の300倍超の利率で金を貸し付け、違法な利息を受け取ったとして、警視庁生活経済課などは、出資法違反(高金利)などの疑いで、東京都東久留米市氷川台の元貸金業経営福田良介容疑者(38)ら男6人を逮捕した。借金をした人が貸金業者に払いすぎた利息を取り戻す「過払い金返還請求」をめぐる、過払い金が返還されたにもかかわらず、弁護士や司法書士が依頼者に渡しておらず、着服が疑われるケースが2012年以降、九州など全国で少なくとも45件(計約1700万円分)あったことが、大手消費者金融会社の調査で分かった。貸金業法総量規制は撤廃して下さい。</p>	個人	金融庁

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
5	26年 10月31日	27年 1月14日	行政手続きの電子化とWeb-API化の推進による地方中小企業の生産性の向上	<p>【具体的な内容】</p> <p>①株主総会・取締役会の議事録での印鑑要求等印鑑原則の見直し</p> <p>②事業所移転の際の電子証明書再取得の見直し (注)電子証明書は市町村単位の発行なので、事業成長期等市町村をまたいで移転することが多い場合負担が大きい</p> <p>③e-taxのweb-API化 (注)Web経由で利用できるAPIが存在せず、対応するWebサービスが現状開発できない</p> <p>④電子証明書及び公開鍵の取得手続きの容易化(商業登記に関する電子認証制度)</p> <p>④の具体的な内容:商業登記に関する電子認証制度について、この証明書の発行プロセスに問題があると考えている。 http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00028.html#02 ●上記の証明書は、例えば、法人のe-tax利用やe-gov利用が必要。こちらの発行手続きは非常に煩雑。中でも特に煩雑なポイントとしては、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 申請に対してWindows端末が必要。商業登記電子認証ソフトの利用のため。(Windows端末がないと利用できないような電子行政サービスは、利便性の観点からも公平性の観点からも不適切)。これはOSに依存するような設計ではなく、Webサービスとして提供されるべき。 2. 申請に対してCD-Rやフロッピーなどでの送付が必要となる⇒データ送付のための手段として、これらの手段は非常に古く、特にベンチャー企業にとっては、一般的な手法でない。インターネットを利用したデータ送付に変更すべき。 3. 発行手数料が高い。⇒電子認証の活用が進む(イコール電子申請や電子申告の活用が進む)ことで、行政のコストは下げられると考える。 4. 登記事項変更の度に、再度申請する必要がある⇒移転や増資をくりかえすベンチャー企業にとって、毎回電子証明書を取得し直すこともコスト増になる。 5. 申請に際して書面提出の必要性もなくすべき。インターネット経由での申請を可能としていただきたい。 <p>【提案理由】</p> <p>紙での行政手続きは、中小企業の運営上大きな負担となっている。これらを電子化すれば、民間での利便性の高い電子申請ソフトウェアの開発が可能となる。特にクラウドサービスの形態でそれができるようにするプラットフォームが整うことにより、制度の変更にも柔軟に対応しやすいアプリケーションを民間が提供しやすくなり、結果として中小企業の生産性がアップする。</p>	一般社団法人新経済連盟	財務省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
6	26年 10月30日	27年 1月14日	外国人の就労に関わるビザの発行スピード改善について	<p>要望提案(1) 発行までに1～2ヶ月要している特定活動ビザへの切替をもっと迅速に行っていただきたい。 背景: 現在、日本の大学を卒業した外国人留学生について、卒業後に継続して就職活動を行う場合、特定活動ビザへの切替が必要となりますが、その切替に1～2ヶ月要するために、インターンシップや採用の障害になる事があります。</p> <p>要望提案(2) 外国人の就労ビザ発行について、学歴や収入など諸外国のように入管での審査基準を明確にした上で、いつ結果をもらえるのか予見可能性を高めて欲しい。 背景: 例えば、メキシコから優秀なシステムエンジニアを採用する場合、必要書類を提出した後、いつ審査が通り、ビザが発行されるのかが不明確なまま、数ヶ月が経過します。企業側では人材リソースの確保時期が明確にならず、採用自体を見送るか、もしくは次回からは同様のスキームでの採用を避ける事になります。</p> <p>要望提案(3) 既に留学等で日本に一定の滞在実績のある外国人の場合や、外国人を適正に雇用している実績ある企業が採用する場合などには、一ヶ月以内など迅速な処理を行っていただきたい。 背景: 日本企業だけでなく、在日本の外資系企業でさえも、採用までの手続きの問題で外国人採用を避けるケースがあります。不法就労等、過去に違法行為が無く、実績のある外国人、企業については積極採用を促進するために迅速な処理を期待します。</p>	ダイ ジ ョ ブ ・ グ ロ ー バ ル リ ク ル ー テ ィ ン 株 式 会 社	法務省
7	26年 10月31日	27年 1月14日	クルーズ船による来日観光客の寄港地上陸許可制度の運用改善と、トランジットビザ発給方法の見直し	<p>【提案の具体的内容】</p> <p>①我が国を経由するクルーズ船の乗客の、寄港地立ち寄りを容易にし、インバウンド促進に資するため、クルーズ船における「寄港地上陸許可制度」の運用改善 クルーズ船における「寄港地上陸許可制度」については、審査に時間がかかることや、出発予定の便が最先便でない場合には上陸を許可しない等の課題があるので、柔軟な運用を求める。</p> <p>②トランジットビザ発給を、ネットで申請・需給する等の発給方法を見直すことを要望する。</p> <p>【提案理由】</p> <p>クルーズ船における「寄港地上陸許可制度」については、審査に時間がかかることや、出発予定の便が最先便でない場合には上陸を許可しない等の課題がある。 また、トランジットビザ発給のためには、あらかじめ在外公館の窓口で申請・取得する必要があり、取得機会が限定されている。</p>	公 益 財 団 法 人 関 西 経 済 連 合 会	外 法 警 務 省 省 庁

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
8	26年 11月26日	27年 1月14日	教員免許更新制度における関係法令等の変更について(臨時任用・採用時における特例措置の導入)	<p>【内容】 教員免許更新制において、「教員免許状を有する現職教員以外の者」(以下、「非現職者」とします)には特例的措置が講じられるように法律または関係省令の変更等を求めます。具体的には、臨時任用・採用時において、有効免許状に限らず失効・休眠免許状保有者について、任用・採用が可能となるように法令改正等を求めます。</p> <p>【理由】</p> <p>1. 現状課題 現行制度では、非現職者が臨時任用・採用等(例えば、産休・育休代替任用等や臨時講師任用等)に基づいて教員として勤務をする場合には、臨時任用・採用時において有効(失効又は休眠でない)な当該(例えば、高校・数学)免許状が必要ですが、各自治体(特にへき地等を抱える地方)においては、臨時任用・採用募集時に、当該有効免許状保有者が確保できない場合があります。特に、当該免許状保有者が把握できた場合でも、更新手続きがなされておらず任用・採用に至らないケースが少なくありません。</p> <p>教育職員に任用され、又は採用されることが見込まれる非現職者以外は受講が叶わない状況にあるとともに、受講費用や時間を要する更新手続きを行ってまで教員免許状の有効状態を維持することを考える方は多くないと思われます。</p> <p>このことは、教育を受ける児童生徒、産休・育休及び介護休暇・休業、病気休職の取得を希望する教員、へき地等の人材確保に窮する任命権者(教育委員会)等にとって憂慮される事項であるとともに、非現職者の多様で柔軟な働き方、かつ、活躍の場を見出す可能性を減少させています。</p> <p>なお、教育の質の確保については、有効免許状を有するか否かによらずとも、臨時任用・採用者選考、または臨時任用・採用時の前後において、教育委員会等の講習受講に基づいて担保することが可能と考えます。</p> <p>2. 多様な働き方に関して 多様で柔軟な働き方の選択肢を拡大する観点として、教員経験者で出産・子育て・介護のために早期退職した者、教育技術の伝承に寄与できる定年退職者や社会人経験を教育に活かしたいと考える非現職者などの活躍の場を増やすことに繋がると考えられます。</p> <p>また、学校の職場環境としても、様々な要因に基づく代替教員の確保がなされなければ、現職教員の出産や子育て、介護や治療等への意欲喪失に繋がりがかねません。提案による代替教員の確保が担保される健全な職場環境を求めます。</p>	日本高等学校教職員組合	文部科学省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
9	26年 11月28日	27年 1月14日	確定給付型 企業年金給 付額変更基 準の緩和	<p>企業年金資産が運用等により責任準備金額(継続基準)以下となった場合、企業は掛金の増額が求められる。しかし昨今の経済状況において運用益の増減幅は拡大傾向にあり、掛金の増額幅も同様に拡大することとなる。</p> <p>但し掛金増額は企業業績に左右されるため、掛金増額を行わない、又は十分行えない場合は給付額を減少させる必要がある。</p> <p>給付額減額を行うには、規則第5条及び6条に「理由要件」「手続要件」が定められておりそれに従う必要がある。その内、「理由要件」は2012年度に内容が明確化されたが、「手続要件」については特に変更がない。</p> <p>「手続要件」の内、受給者を減額対象とするには減額対象者の2/3以上の同意が必要であるが、実務的には相当高いハードルである。また、解散時には対象者の同意は不要であるなど、他制度の手続要件とのバランスを見ても適当ではないと考える。</p> <p>又、「希望者に対して、減額前の年金額に相当する額を一時金として受給する選択肢を設ける」事が要件となっている以上、セーフティネットは機能している。</p> <p>以上より、「減額対象者の2/3以上の同意」は過剰であり、撤廃を検討していただきたい。</p>	公益社団法人 関西経済連合会	厚生労働省